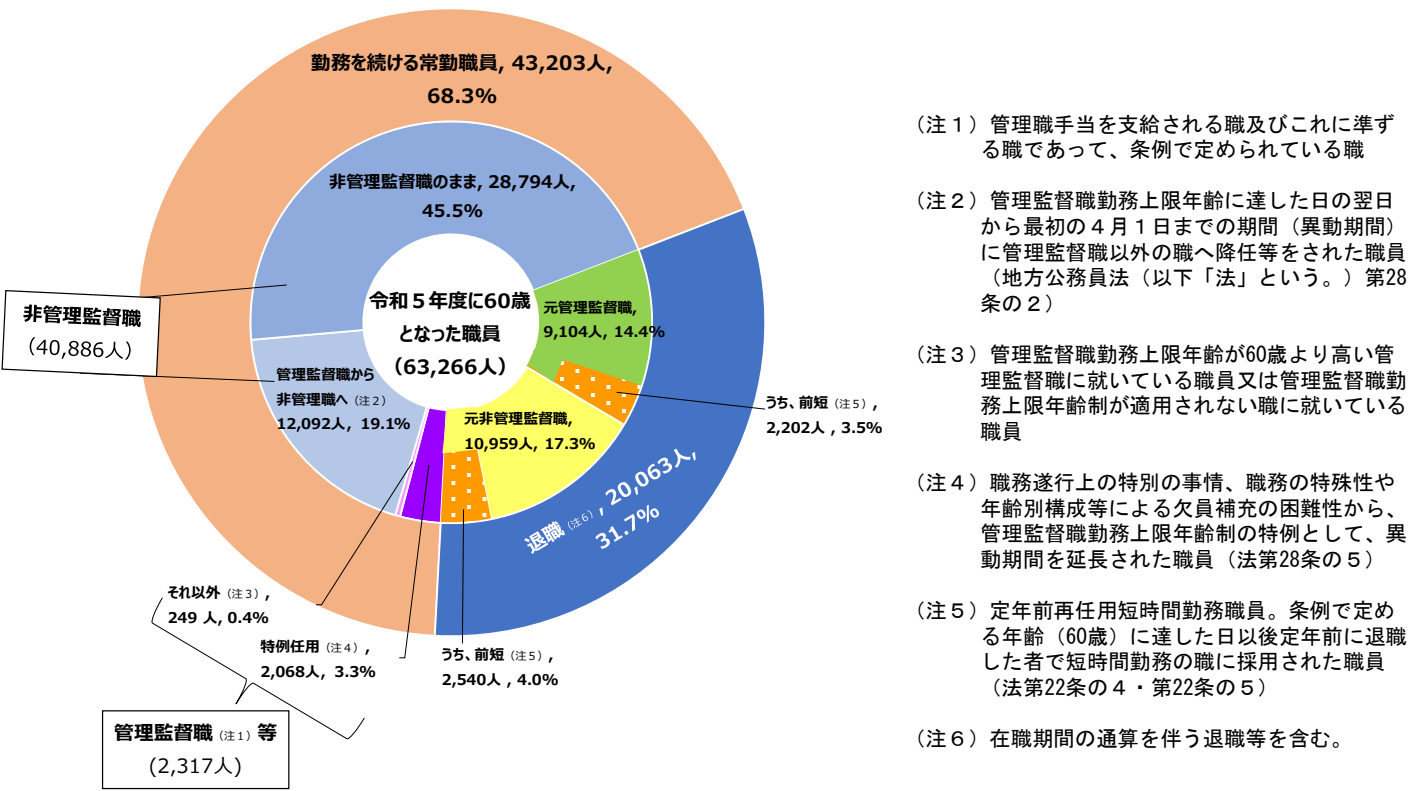


管理監督職勤務上限年齢制の実施状況等に関する調査結果のポイント

1. 令和5年度に60歳に達した者の異動・退職等の状況（令和6年4月1日時点）

➤ 令和5年度は定年の段階的な引上げにより、60歳に達した職員の勤務環境が大きく変わった中、令和5年度に60歳に達した職員のうち、令和6年4月1日時点において、退職せずに勤務を続ける者は68.3%、定年前再任用短時間勤務職員となった者は7.5%であった。



2. 管理監督職勤務上限年齢による降任等後の職位の状況（令和6年4月1日時点）【一般行政職のみ】

➤ いわゆる役職定年後の職位の状況については、部（局）長相当職や課長相当職だった者は課長補佐相当職に、課長補佐相当職だった者は係長相当職に降任等される場合が多い。

降任等前における職位	降任等後における職位			合計
	課長補佐相当職	係長相当職	その他の職員 (注8)	
部（局）長相当職	1,012人 (48.6%)	793人 (38.0%)	278人 (13.3%)	2,083人 (100%)
課長相当職	1,993人 (57.1%)	1,189人 (34.1%)	309人 (8.9%)	3,491人 (100%)
課長補佐相当職	332人 (33.6%)	538人 (54.4%)	119人 (12.0%)	989人 (100%)
その他の職員 (注7)	21人 (11.6%)	63人 (34.8%)	97人 (53.6%)	181人 (100%)

(注7) 管理監督職のうち、「部（局）長相当職」、「課長相当職」、「課長補佐相当職」のいずれにも該当しない職

(注8) 係長未満の職、管理監督職ではない課長相当職といったものがある。